

宮崎北部森林管理署交渉（全国林野関連労働組合宮崎北部森林管理署分会）

議事要旨

1 日 時 令和元年10月7日（月） 17：20～18：20

2 場 所 宮崎北部森林管理署 会議室

3 出席者

宮崎北部森林管理署	黒木慶次郎	署長
同	岩下 哲博	次長
同	本田 勝美	総括事務管理官
全国林野関連労働組合宮崎北部森林管理署分会	大塚 磨	委員長
同	三浦 健司	副委員長
同	岡田 伸一	書記長
同	小崎 凌平	執行委員
同	山本 遼平	執行委員

4 交渉事項

- (1) 職員の安全確保について
- (2) 平成31年度の業務に係る労働条件の考え方について
- (3) 森林事務所（上椎葉、延岡）の移転等について
- (4) 旅費関係について

5 議事概要

- (1) 職員の安全確保について
- 組合) 安全関係の通達に基づく森林事務所の安全対策の実施状況を見てみると、安全点検、ミーティング、安全懇談会の実施状況は非常に少ないのではないかと考えている。当署の職員が災害に遭わないよう、災害を起こさないようしっかり指導していただきたい
- 当局) 安全関係の通達が過去の重大災害を受けて作られており、安全な職場の基本となっていることは認識している。
- 森林技術員等の安全指導は一般会計化後において、主作業が無くなり巡視業務が主となったことから、5月の連休明け等の節目節目で森林技術員、行政専門員が在籍する森林事務所で実施している。
- また、該当の森林事務所においては、他署での災害や署からの資料を基に森林官が適宜安全指導を実施している。
- 今後においても署と現場が一体となり、安心安全な職場づくり、労働災害の未然防止に努めて参りたい。

(2) 平成31年度の業務に係る労働条件の考え方について

組合) 東郷森林事務所は今年度に非配置事務所となり、業務グループの職員が実質的な業務を担っているが、どうしてそのようになったのか経緯を教えて欲しい。

当局) 東郷森林事務所について、総括森林整備官を事務取扱として任命し、総括森林整備官の指示のもと、業務グループの職員が実質的な事務を取り扱っているところである。

当人は現地を把握していること、森林事務所の業務が業務グループと連携する部分が多いこと等から、横の連携により効率的な業務運営ができるのではないかと考え配置したところである。

(3) 森林事務所(上椎葉、延岡)の移転等について

組合) 上椎葉森林事務所の新築移転及び宿舎部分の取扱、延岡森林事務所の建設について状況を伺いたい。

当局) 上椎葉森林事務所については、椎葉村に相談し代替地の情報を数件いただいているところであり、この中から決めることとなる。

宿舎部分は、厳しい状況と聴いているが、他に賃貸のアパートがない等地域の事情から宿舎部分を設けるよう上局と調整している。

今後については、勤務条件等も考慮し情報共有を図りながら進めて参りたい。

延岡森林事務所については局での発注となっており、11月に入札、2月末に完成と聞いている。

(4) 旅費関係について

組合) 当署では管内であっても宿泊となっていることがあるが、宿泊の出張についてどのような考え方か。

当局) 泊まりの出張については、当署から2時間以上の現場もあることから、翌日の業務内容と安全面を判断の基準としているところである。

(以 上)